

## ふくしま県北地域おこし協力隊交流等事業業務委託に関する仕様書(案)

### 1 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託するふくしま県北地域おこし協力隊交流等事業に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日までの期間

### 3 委託業務の内容

#### (1) 地域おこし協力隊等交流会の企画・運営

ア 県北地方8市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）の地域おこし協力隊員、地域おこし協力隊OB・OG、地域振興に資する活動をしている個人、団体等を対象とした交流会を5回程度企画・運営すること。

イ 交流会の内容は、参加者同士のつながりが形成できるものとし、協力隊活動の充実につながるよう工夫すること。

また、活動内容など特定のテーマを設定するなど、初めての方も参加しやすいものとし、参加者が固定化しないよう工夫すること。

なお、内容については、県北管内の魅力に触れるワークショップや、隊員等の活動地域のまちあるき等を想定しているが、提案により協議の上、決定する。

#### (2) 協力隊員の活動報告・疑問等に答えるワークショップの企画・運営

ア 県北管内の現役協力隊員等を対象とし、活動報告・疑問等に答えるワークショップを1回程度企画・運営すること。

なお、1名進行役を設置すること。

イ 活動報告については、現役隊員（県内他方部を含む）2名程度を事例発表者とし、他隊員における地域振興への取り組み方や地域とのつながり方等を聴くことで、自身の活動への応用や、新たな視点での活動地域の魅力等の発見ができるものとする。

(ア) 参加者からの質疑応答の時間を設けること。

(イ) 事例発表者については、業務委託締結後に協議の上決定するため、企画提案書の提出時に予め了解を得る必要はない。

なお、事例発表者については、活動年数が長い方を優先し、かつ、着任市町村・活動内容の重複を避けること。

ウ 疑問等に答えるワークショップについては、活動などにおける疑問や悩み等の解決につながるよう工夫すること。

### (3) 交流会等の日時・開催場所、周知及び参加希望者の対応

- ア 3の(1)、(2)については、気軽に参加・相談できる雰囲気づくりを意識し、参加しやすい日程、開催場所を設定すること。
- イ 3の(1)、(2)の開催に当たっては、甲と協力しながら、開催案内の作成及び参加対象者等への周知を SNS 等のツールを活用し効果的に行うこと。
- ウ 参加を希望する者の問い合わせ窓口を設置すること。

### (4) 事業成果の把握・とりまとめ

参加者に対しアンケート等を行い、事業の成果や課題を取りまとめること。

#### ※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

## 4 成果品

事業実施報告書

## 5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届
- ・総括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了報告書
- ・収支決算書
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 6 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

## 7 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

## 8 その他

- (1) 本委託業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (2) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。